



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 19 日 (金)
号外第 105 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (639) (経営支援課)	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (640) (水産課)	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (641) (〃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (642) (〃)	4

告示

鳥取県告示第639号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			利子補給率			
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	
	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	
	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	
	(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	
	(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	
	略				略		
	(7) 規則別表第7号に掲げる資金		略	年0.6パーセント	(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	
	(8) 規則別表第8号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント	(8) 規則別表第8号に掲げる資金	略	

鳥取県告示第640号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前				
	利子補給率					利子補給率				
	漁業近代化 資金金融通法 (昭和44年 に掲げる融 法律 第52 資機関が、 号。以下 「法」とい う。)第2 条第2項第 1号から第 4号までに 掲げる融資 機 関 が、 漁業近代 化資金の 種類	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号に掲 げるとし付 ける場合	法第2条第 2項第2号 及び第4号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 に掲げる者 (同項第10 号に掲げる 者にあって は、令第5 条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第1号から第 5号までに掲 げる者(令第 5条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 に掲げる者 (同項第10 号に掲げる 者にあって は、令第5 条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第2号 及び第4号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 に掲げる者 (同項第10 号に掲げる 者にあって は、令第5 条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第1号から第 5号までに掲 げる者(令第 5条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 に掲げる者 (同項第10 号に掲げる 者にあって は、令第5 条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、 同条第1項 第6号から 第10号まで に掲げる者 に掲げる者 (同項第10 号に掲げる 者にあって は、令第5 条に規定す る団体を除 く。)に貸 し付ける場 合	
略						略				
4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.6パー ^{セント}	年0.6パー ^{セント}	4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.6パー ^{セント}	年0.6パー ^{セント}	5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}
略						略				
8 規則						8 規則				

別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.6パー ^{セント}	年0.6パー ^{セント}	別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.6パー ^{セント}	年0.6パー ^{セント}	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}

鳥取県告示第641号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.7パーセント	略	年1.8パーセント	略

鳥取県告示第642号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第3号の資金	年1.7パーセント	略	規則別表第3号の資金	年1.8パーセント	略
規則別表第7号の資金	年2.325パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.425パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.7パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.8パーセント	略